平成２１年（フ）第９７号
最後の住所青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘５丁目50番地40　久保田ハイツＣ号
破産者　亡尾田清隆相続財産
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２０年（フ）第１２０号
栃木県足利市寺岡町1061番地１
破産者　有限会社両野建設
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１０９０号
東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵480番地
破産者　有限会社サン・メタル工業
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０９１号
東京都立川市幸町１丁目30番地の41エトワール202号
破産者　佐々木悦二
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０９２号
東京都立川市幸町１丁目30番地の41エトワール202号
破産者　佐々木敬子
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０９３号
東京都立川市幸町１丁目30番地の41エトワール202号
破産者　宮﨑　花子
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３６３号
新潟市北区島見町字山興野3399番地37
破産者　株式会社本間鉄工所
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成１８年（フ）第１２０号
石川県七尾市大和町ヘ部４番地の２
破産者　株式会社呉山土建
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２０年（フ）第５４２号
山梨県甲斐市名取16番地
破産者　有限会社正治製綿
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８４号
岐阜県郡上市和良町鹿倉字落合35番地、登記簿上の住所岐阜市市橋４丁目６番７号
破産者　岐阜菌床シイタケ農業協同組合
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１７０号
三重県津市安濃町戸島794番地
破産者　髙士　治久
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５５号
三重県鈴鹿市若松東１丁目22番８号
破産者　鈴鹿酒造株式会社
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２６２号
三重県津市片田新町82番地８
破産者　紀平　勝正
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１８１７号
京都市北区上賀茂高縄手町107ノースクレスト201号
破産者　株式会社トランス
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３号
島根県安来市安来町1181番地
破産者　有限会社松浦軽印刷
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０６号
松江市美保関町千酌1053番地
破産者　松本　　壽
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第８８１号
大分県臼杵市大字江無田1106番地の３
破産者　有限会社河正工業
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６５０号
岩手県紫波郡矢巾町大字間野々第３地割82番地２
破産者　長澤　信雄
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６５５号
岩手県北上市和賀町長沼２地割１番地33
破産者　中井　英夫
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１２６号
千葉県君津市人見1445番地
破産者　伊藤　　司
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第３７５号
盛岡市月が丘１丁目31番７号　フラッツカシオペアＥ棟
破産者　渡辺　裕二
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部